

は し が き

私たち誰もが、豊かで明るい生活を送りたいと願っています。そのために毎日一生懸命働き、その対償として給与を受け取っています。会社から受け取る給与が、私たち家族の豊かで明るい生活を送るための“糧”となって支えているのです。

しかし、災害等が豊かで明るい生活を送りたいという私たちの願いを遮ろうとします。そうした災害等が発生したとき、救いの手を差し伸べてくれるのが社会保険制度です。

願ってはおりませんが、病気やケガをすることだってあります。医療費にたくさんの負担を強いられたり、またそのために会社を休んで給与をもらえなかったら生活に支障をきたします。社会保険制度は、このようなときに医療費の負担を少なくしてくれたり、受けられない給与の補てんをしたりしてくれるのです。

社会保険制度とまったく無縁という人はいないでしょう。私たちの生活は、社会保険制度によって支えられています。しかし、思わぬ災害を被ったために、社会保険制度から救いの手を差し伸べてもらおうと思っても、社会保険制度がすすんで救いの手を差し伸べてくれるわけではありません。

人は誰でも災害を待っているわけではありません。また、若い人達にとっては老齡はずっと先のことでしょう。でも、災害はいつ襲ってくるかわかりませんし、老齡は確実にやってきます。

日頃から社会保険事務を正しく処理しておかないと、万が一の災害を被って、救いの手を差し伸べて欲しいときに何の役にも立たないということがあります。本人や会社の担当者が、日頃から社会保険に関する事務をきちんとしておくことが必要なのです。

社会保険制度のしくみを理解し、社会保険事務を正確に処理しておくことがきわめて大切です。

社会保険は複雑でわかりにくいものです。その社会保険をもっと身近なものとしていただくために、本書では図表を多く用い、また文章もできるだけ専門用語を使わず読みやすいものとししました。

また、第1章「社会保険のしくみ」、第2章「会社で行う事務」、第3章「保険料の徴収と納付」、第4章「その他変更の届出」、第5章「保険事故と保険給付」と、各保険制度ごとの構成ではなく日常の事務を円滑に行えるような構成としています。

本書が、初めて社会保険事務を担当する人はもちろん、一般のサラリーマンやOLのみなさんにとっての入門書となり、また管理監督者がチェックするための一助になればと願っております。

末筆になりましたが、本書の上梓に際しお世話になりました税務研究会出版局の編集諸氏に厚くお礼を申し上げます。

平成29年4月

吉田正敏

〈目 次〉

第1章 社会保険のしくみ

1	社会保険というけれど	2
1	保険はどうして成り立つ	2
2	公的保険は強制加入	4
3	12種類もある社会保険	6
2	会員の加入する社会保険	8
1	五つの社会保険と管轄	8
2	健康保険のこと	11
3	介護保険のこと	14
4	厚生年金保険のこと	15
5	労災保険のこと	17
6	雇用保険のこと	19
7	事務の一本化が図られている	22
3	保険加入で得られる権利と義務	24
1	救済される災害	26
2	疾病・負傷と休業のこと	28
3	障害と死亡のこと	30
4	老齢のこと	31
5	出産と失業のこと	33
6	保険給付の特徴	35
7	業務上・通勤途上と業務外の災害	37

第2章 会社で行う事務

<マイナンバー制度による社会保険の事務>	40
<毎年または毎月行う事務には>	43
1 被保険者となる人は	45
1 新入社員が入ってきたら	45
2 健康保険・厚生年金保険と介護保険の被保険者になる人	46
3 労災保険と雇用保険の被保険者となる人	48
4 パートタイマーが被保険者となる条件	50
5 健康保険の被扶養者となる人	52
2 被保険者の資格取得事務	55
1 健康保険と厚生年金保険の被保険者資格取得は	55
2 雇用保険の被保険者資格取得は	58
3 資格取得の届出事務を終えたら	61
4 被扶養者の届出事務	64
3 年金手帳や被保険者証	66
1 健康保険被保険者証	66
2 年金手帳、基礎年金通知書	67
3 雇用保険被保険者証	69
4 社員が転勤したときの事務	71
1 社員が転勤したとき——健康保険と厚生年金保険	71
2 社員が転勤したとき——雇用保険	73
3 社員が出向したとき	75

5	社員が退職したときの事務	77
1	社員が退職したとき——健康保険と厚生年金保険	77
2	社員が退職したとき——雇用保険	80
3	離職証明書の書き方	85
6	定年以降も継続して雇用するときは	89
1	定年時の給与より低い給与で継続雇用するとき	89

第3章 保険料の徴収と納付

1	労災保険と雇用保険の保険料徴収と納付	94
1	労災保険と雇用保険の保険料率と負担割合は	94
2	労働保険料の納付のしくみ	97
3	労働保険料の基礎となる給与	99
4	労働保険料の計算	102
5	労働保険料の申告と納付	105
6	労働保険概算・確定保険料申告書の書き方	107
7	労災保険料と雇用保険を別々に申告・納付をするとき	110
8	給与の総額が大幅に増加すると見込まれるとき	114
9	社員から雇用保険料を徴収	116
2	健康保険と厚生年金保険および介護保険の保険料徴収と納付	118
1	健康保険と厚生年金保険および介護保険の保険料はどのように 決められるか	118
2	報酬というものは	121
3	保険料率と負担割合は	123
4	標準報酬月額の見直し方	126
5	なぜ標準報酬月額の見直しが必要か	128

VI 目 次

6	毎年1回必ず行う定時決定〈算定基礎届の提出〉	130
7	報酬が大幅に変動したときに行う随時改定〈月額変更届の提出〉	137
8	社員負担分の保険料は給与から徴収	149
9	給与から徴収する保険料の計算	156

第4章 その他変更の届出

1	会社の名称、所在地または代表者が変わったとき	162
2	保険事務を本社で一括して処理するとき	165

第5章 保険事故と保険給付

1	業務上災害と通勤途上災害または業務外の災害	168
1	業務上災害	169
2	通勤途上災害	170
3	業務外災害	171
2	病気やケガをしたときに受ける給付	172
1	健康保険からの給付は	172
2	労災保険からの給付は	182
3	病気やケガで会社を休んだときに受ける給付	190
1	健康保険からの給付は	190
2	労災保険からの給付は	194
3	病気やケガが1年6ヵ月を経過しても治らないとき	198

4	身体に障害が残ったときに受ける給付	200
1	厚生年金保険からの給付は	200
2	労災保険からの給付は	206
5	死亡したときに受ける給付	210
1	健康保険からの給付は	210
2	厚生年金保険からの給付は	212
3	労災保険からの給付は	221
6	老齢になったときに受ける給付	226
1	厚生年金保険からの給付は	226
2	老齢基礎年金は	228
3	特別支給の老齢厚生年金は	234
4	在職中の老齢厚生年金は	240
5	65歳から支給される老齢厚生年金は	243
6	老齢厚生年金の分割制度	245
7	マクロ経済スライドによる年金額の自動調整	246
8	給付を受けるための手続きは	247
9	雇用保険からの給付は	249
7	要介護状態になったときに受ける給付	257
1	介護保険から受ける給付は	257
8	出産のときに受ける給付	260
1	健康保険からの給付は	260
2	雇用保険からの給付は	264

VIII 目 次

9	退職後に受けられる給付	269
1	健康保険からの給付は	269
2	雇用保険からの給付は	271
10	教育を受けたときの給付	282
11	第三者行為災害にあったときは	286

附 録

労災保険率表	290
全国健康保険協会（協会けんぽ）の被保険者の方の保険料額 （平成 29 年 4 月分（5 月納付分）～）（全国平均）	292
全国健康保険協会の各都道府県の保険料率	293
○厚生年金保険料額表	294

（編注）本書の内容は、平成 29 年 4 月 1 日現在の法令等に基づいております。

第1章

社会保険のしくみ

1 社会保険というけれど

1 保険はどうして成り立つ

美味しいものを食べたり、旅行やレジャーを楽しむことができるのも、健康で毎日働くことができるからでしょう。

しかし、望んではいないのですが、思わぬ病気やケガをしたり、また不幸にして亡くなることもあります。

病気やケガのため働けなくなると、治療費にたくさんお金がかかったり、働けないために収入が得られなくなったりします。また不幸にして亡くなるということにでもなれば、残された家族の生活はその日からたちゆかなくなってしまいます。

ですから、私たちは健康に人一倍気を使っています。それでも思わぬ病気やケガをしてしまうものです。いつなるとき襲ってくるのかわからないのが“災難”なのです。

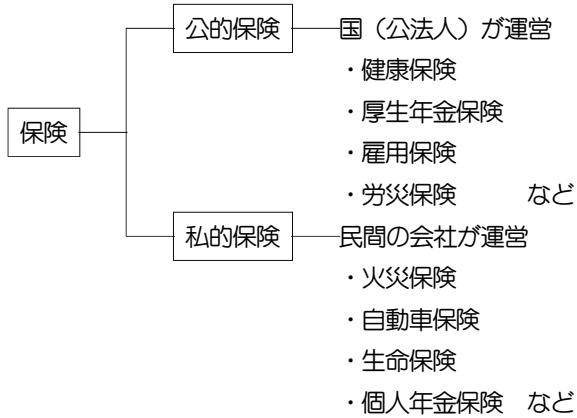
そこで、いつ災難が襲ってきてもできるだけ生活が困らないように、みんなでお金を出し合って貯めておき、そのお金で災難に襲われた人を助けようというのが「保険」という制度なのです。

(1) 公的保険と私的保険

「保険」と名の付くものには、健康保険や厚生年金保険、雇用保険や労災保険の他、火災保険や自動車保険、生命保険などがあります。介護費用保険や個人年金保険などのパンフレットも見かけます。

このうち健康保険や厚生年金保険、雇用保険、労災保険は国（健康保険と厚生年金保険は公法人）が運営しています。火災保険、自動車保険、生命保険などは損害保険会社や生命保険会社といった民間の会社が運営しています。

国が運営している保険を「公的保険」、損害保険会社や生命保険会社の民間企業が運営している保険を「私的保険」とに分けることができます。



2 公的保険は強制加入

災難に出会ったときに助けてくれるのが保険です。

(1) 保険加入が自由な私的保険

私的保険である損害保険や生命保険は、保険に入りたいと思う人が自由に入る「任意加入」となっています。そして、たかさんの保険料を納めておけば、災難に出会ったとき多くの金額を受けとれることになっています。

しかし、その保険に加入していなかったとしたら、いくら災難に出会っても助けてくれることはありません。万が一のためにとわかっているにもかかわらず、保険料が高かったりすると保険に入りたいと思っても入れない場合があります。

生活に余裕のある人は保険に入ることができ、万が一の災難に出会っても保険から助けてもらえます。

一方、生活に余裕がないから保険に入ることもできず、災難に出会っても保険から何の救済の手も差し伸べられない、こうしたアンバランスを国としても放っておくことはできません。

そこで、民間の私的保険だけに任せず、国（公法人を含む。以下同）が運営する社会保険制度としての公的保険が必要となるわけです。

(2) 強制的に加入しなければならない公的保険

国が運営する以上は、災難に出会った場合にはできるだけ多くの人を助けられるようにしなければなりません。そこで、公的保険は一定の条件に該当すれば、意思を問わず必ず入らなければならないという「強制加入」を原則としています。

そして、強制加入であれば保険加入者が多くなって、出し合った保険料もたくさん貯めておくことができます。災難に出会った人を助けるためのお金がた

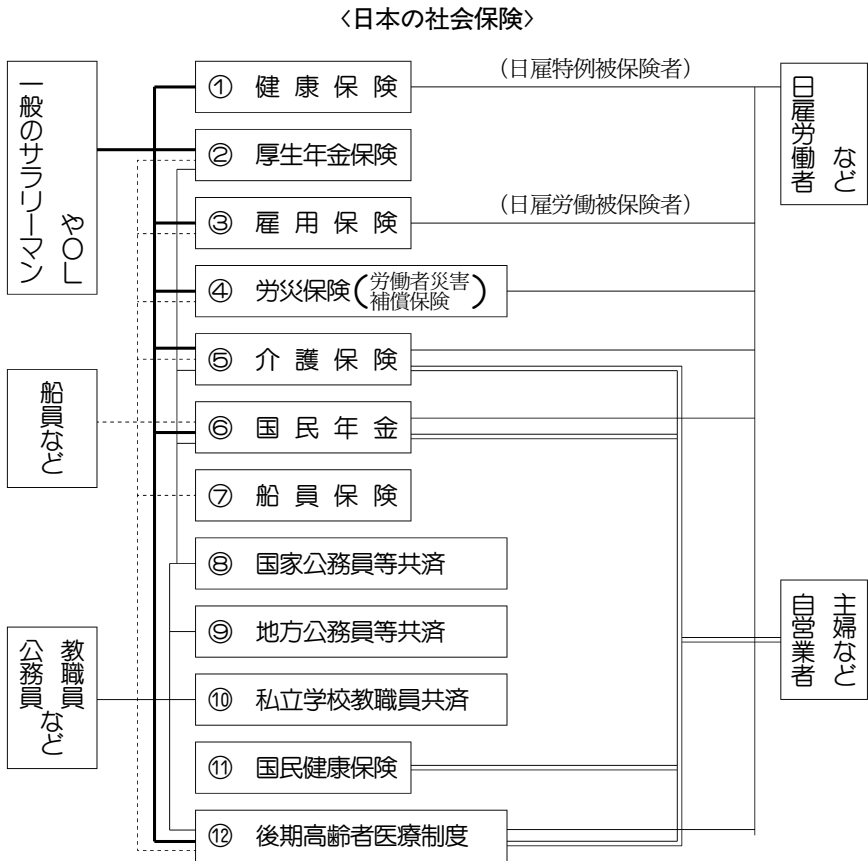
くさんあればあるほど、手厚い救済の手を差し伸べることができるようになります。また、少ない人数でたくさんのお金を出し合うより、少しづつでも多くの人が出し合うほうが、一人ひとりの負担も少なくて済みます。

この、国が運営する公的保険を「社会保険」といいます。

私的保険=任意加入 ←————→ 公的保険=強制加入

3 12種類もある社会保険

サラリーマンやOLなど会社に勤めている人が加入している社会保険は、健康保険と厚生年金保険（国民年金を含みます）、雇用保険、労災保険、それに



介護保険の五つです。しかし、社会保険はそれだけでなく、国民健康保険や国民年金、船員保険や各種共済など全部で12種類もあります。

平成27年10月に共済組合の年金部分が厚生年金保険に統合されています。

(1) 職域保険としての社会保険

そして、この12種類の社会保険のどれに加入するかは、本人が自由に選んで入るというわけではありません。その人がどういう仕事に就くかによって自動的に決まるシステムとなっています。

会社勤めのサラリーマンやOLなら健康保険に厚生年金保険それと雇用保険に労災保険、公務員なら共済組合、自営業者であれば国民健康保険や国民年金、船員なら船員保険、主婦ならば国民年金などというように決まってきます。

このようにして国民の一人ひとりが、いずれかの保険に加入することになります。「国民皆保険」といわれるのはこのためです。

このように、わが国の社会保険は、その人の就いている仕事によって加入する保険が決まってくることから、「職域保険」という性格を持っています。

ただ、職域保険としてのひずみが、世の中の移り変わりの中で現れてきたため、昭和61年に年金制度の改革が行われています。

基礎年金制度（国民年金）の導入によって、会社勤めの人も公務員も、また船員なども国民年金に加入することになりました。すなわち、国民年金が職域にとらわれない、すべての国民に共通となるように改められているのです。

(2) 被用者保険としての社会保険

また、原則として、社会保険は雇用されている人が加入する「被用者保険」としての性格も持っています。

2 会社員の加入する社会保険

1 五つの社会保険と管轄

会社の社会保険事務を担当する人は、12種類ある社会保険を全部勉強しなければならないとなると、それは大変なことです。でも安心して下さい。サラリーマンやOLが加入しているのは、健康保険と厚生年金保険、雇用保険と労災保険、それに介護保険の五つです。この五つの保険について勉強すればよいでしょう。

(1) 国の機関と実際の窓口

一般に、健康保険と厚生年金保険のことを社会保険と呼んだりしています。これは、健康保険と厚生年金保険の窓口が、社会保険事務所となっていたためでしょうか。健康保険と厚生年金保険は、どちらも厚生労働省のなかにある社会保険庁が国の機関として運営をしてきました。

そして、各都道府県に地方社会保険事務局が設けられ、実際の窓口が社会保険事務所となっていました。正確にいうと、“**狭義の社会保険**”となるでしょう。

しかし、健康保険は、平成20年10月に社会保険庁から切り離され、全国健康保険協会という公法人の運営となりました（政管健保から協会けんぽへと変わりました。）。全国健康保険協会の窓口（下部組織）として、各都道府県に支部が設けられています。ただし、保険給付や被保険者証等に関する以外の資格取得や喪失などの窓口は、従来通り年金事務所（旧社会保険事務所）となっています。また、厚生年金保険の運営も、健康保険と同様に社会保険庁から切り離され、平成22年1月に日本年金機構に移管されました。日本年金機構の窓口機関として、全国312ヵ所に年金事務所（旧社会保険事務所）、また29ヵ所

に事務センターが置かれています。これによって、社会保険庁は完全に解体されることになりました。ただし、年金制度の財政や運営責任は、厚生労働本省が行うことになっています。

一方、雇用保険と労災保険は、国の機関が厚生労働省となっています。保険加入や保険料の徴収・納付を一本化していますから、雇用保険と労災保険を総称して労働保険と呼ぶこともあります。そして、厚生労働省の地方機関として、各都道府県に労働局が設置されています。

このうち雇用保険の窓口が公共職業安定所（ハローワークと呼んでいます。）、労災保険が労働基準監督署となっているのです。

介護保険は、各市区町村が責任をもって運営します。サラリーマンやOLの介護保険料は、健康保険料と一緒に集めて各市区町村に納めることになっています。

社会保険の担当者は、ただ届出などの書類が書ければよいというのではなく、様々なことを“判断”しなければなりません。そのためには、こうした管轄のしくみなどを知っておくことが大切となってきます。

五つの保険は、こういうときにはこの保険がカバーすると、ちゃんと守備範囲が決まっているのです。安心して働けるように、この五つの保険が私たちを守ってくれているわけです。しかし、それは私たちが正しい知識と判断の上で、正しい手続きをしたときです。社会保険が、本当に“保険”となれるかどうかは、ひとえに社会保険事務を担当するみなさんにかかってくるのです。

